

改正後	現行
<p style="text-align: center;"><b>採 石 法 運 用 要 領</b></p> <p><b>第2章 採石業者の登録</b></p> <p><b>7 登 録</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 登録の申請 (登録申請手数料…条例第2条別表第1 <u>または別表第1の2の右欄</u>)</p> <p>登録を受けようとする者は、法第32条の2の規定により「採石業者登録申請書」(様式第1号)に別表1に掲げる書類を添付して申請しなければならない。</p> <p><u>なお、申請にあたっては受取希望申請書(様式第31号)を併せて提出しなければならない。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><b>10 採石業務管理者試験等</b></p> <p>(1) 試験 (試験手数料…条例第2条別表第1 <u>または別表第1の2の右欄</u>)</p> <p>採石業務管理者試験の日程等については、県報により公告する。</p> <p>試験を受けようとする者は、願書(様式第7号)に写真を添付して、技術革新課へ申請しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><b>採 石 法 運 用 要 領</b></p> <p><b>第2章 採石業者の登録</b></p> <p><b>7 登 録</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 登録の申請 (登録申請手数料…条例第2条別表第1 _____)</p> <p>登録を受けようとする者は、法第32条の2の規定により「採石業者登録申請書」(様式第1号)に別表1に掲げる書類を添付して申請しなければならない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>10 採石業務管理者試験等</b></p> <p>(1) 試験 (試験手数料…条例第2条別表第1 _____)</p> <p>採石業務管理者試験の日程等については、県報により公告する。</p> <p>試験を受けようとする者は、願書(様式第7号)に写真を添付して、技術革新課へ申請しなければならない。</p>

なお、申請にあたっては受取希望申請書（様式第31号）を併せて提出しなければならない。

(2) 合格証の交付

- ① 知事は、(1)の試験合格者に対し規則第8条の10に定める合格証を交付する。
- ② 当該合格証を紛失・汚損し、再交付を受けようとする者は、再交付申請書（様式第8号）に写真を添付して申請しなければならない。

なお、申請にあたっては受取希望申請書（様式第31号）を併せて提出しなければならない。

### 第3章 採取計画の認可等

#### 11 採取計画の認可等

- (1) 岩石採取計画認可申請（認可申請手数料…条例第2条別表第1 または別表第1の2の右欄）

法第33条の3の規定により認可を受けようとする者は、「岩石採取計画認可申請及び変更手続き要領」に基づき申請書（様式第9号）を作成し、必要書類を添付の上、知事に提出しなければならない。

なお、申請にあたっては受取希望申請書（様式第31号）を併せて提出しなければならない。

- (2) ～ (9) (略)

(2) 合格証の交付

- ① 知事は、(1)の試験合格者に対し規則第8条の10に定める合格証を交付する。
- ② 当該合格証を紛失・汚損し、再交付を受けようとする者は、再交付申請書（様式第8号）に写真を添付して申請しなければならない。

### 第3章 採取計画の認可等

#### 11 採取計画の認可等

- (1) 岩石採取計画認可申請（認可申請手数料…条例第2条別表第1 \_\_\_\_\_）

法第33条の3の規定により認可を受けようとする者は、「岩石採取計画認可申請及び変更手続き要領」に基づき申請書（様式第9号）を作成し、必要書類を添付の上、知事に提出しなければならない。

- (2) ～ (9) (略)

## 12 採取計画の変更認可等

- (1) 変更認可申請（変更認可申請手数料…条例第2条別表第1 または別表第1の2の右欄）

認可業者は、法第33条の5第1項の規定により、当該認可に係る採取計画を変更しようとするときは、認可申請書の添付書類のうち当該変更により記載内容の変更を必要とする書類を添付の上、採取計画変更認可申請書（様式第9号の2）を提出しなければならない。ただし、当該変更によって当該変更に係る採取計画に関し新たに災害が発生する恐れがないもので、知事が認める変更（以下「軽微な変更」という。）についてはこの限りでない。

なお、軽微な変更をしようとするときは、事前に採取計画変更届書（様式第9号の3）を提出しなければならない。

また、当該申請にあたっては受取希望申請書（様式第31号）を併せて提出すること。

- (2) (略)

### 附 則

- 1 この要領は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の前に採石業の登録の申請書、採石業務管理者の合格証再交付申請書、岩石採取計画の認可申請書又は変更認可申請書を受理された者については、なお従前の例による。

## 12 採取計画の変更認可等

- (1) 変更認可申請（変更認可申請手数料…条例第2条別表第1 \_\_\_\_\_）

認可業者は、法第33条の5第1項の規定により、当該認可に係る採取計画を変更しようとするときは、認可申請書の添付書類のうち当該変更により記載内容の変更を必要とする書類を添付の上、採取計画変更認可申請書（様式第9号の2）を提出しなければならない。ただし、当該変更によって当該変更に係る採取計画に関し新たに災害が発生する恐れがないもので、知事が認める変更（以下「軽微な変更」という。）についてはこの限りでない。

なお、軽微な変更をしようとするときは、事前に採取計画変更届書（様式第9号の3）を提出しなければならない。

- (2) (略)